

住民票の写し・住民票記載事項証明書について

【概要】

- ・ 町内に住民票がある場合は、役場住民課窓口で請求できます。
- ・ 郵送により請求することもできます。

【請求できる方】

次のいずれかの方が請求できます。

1. 本人又は本人と同一世帯員の方及びその代理人
2. 住民票の写しを請求する正当な理由のある方（第三者請求）
 - A. 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために必要がある方
 - B. 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
 - C. 住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方
 - D. 上記AからCの方から依頼を受けた特定事務受任者（弁護士等）

住民票の写しを請求する正当な理由のある方が請求する場合は、交付対象者の氏名、住所と住民票の写しの利用の目的を明らかにする必要があります。また、正当な理由による請求であるかを確認できる資料（契約書の写し等）を求めることがあります。

本人又は本人と同一世帯員の方及びその代理人

●窓口で請求する場合

請求に必要なもの

- ・ 住民票の写し等交付請求書
- ・ 窓口へ来た方の本人確認書類
 - 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など
- ・ 代理権限を確認できる書類（本人又はその同一世帯員から頼まれた代理人のみ）
 - 法定代理人 戸籍、成年後見登記事項証明書など
 - 任意代理人 委任状

※住民票コードまたはマイナンバー（個人番号）記載の住民票は任意代理人には交付できません。
本人の住所あてに郵送します。
- ・ 手数料
 - 1通 300円

●郵送で請求する場合

送付先 〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 立山町住民課住民係

送付するもの

- ・ 住民票の写し等交付請求書
または、請求者の氏名、住所及び交付対象者の氏名、住所、生年月日を記載した任意の書面
- ・ 住所が記載された本人確認書類の写し
 - 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など
 - パスポートでは住所が確認できませんので、その他の書類を送付してください。
- ・ 代理権限を確認できる書類（本人又はその同一世帯員から頼まれた代理人のみ）
 - 法定代理人 戸籍、成年後見登記事項証明書など
 - 任意代理人 委任状
- ・ 手数料（定額小為替又は現金書留）
 - 1通 300円
- ・ 返信用封筒
 - 返信先住所を記入し、切手を貼付してください。
住民票の写しは、請求者の住所（住民票のある場所）へ返信します。

住民票の写しを請求する正当な理由のある方（第三者による請求）

●請求できる方

住民票の写しを請求する正当な理由のある方

- A. 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために必要がある方
- B. 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- C. 住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方
- D. 上記AからCの方から依頼を受けた特定事務受任者（弁護士等）

・住民票の写しを請求する正当な理由のある方が請求する場合は、交付対象者の氏名、住所と住民票の写しの利用の目的を明らかにする必要があります。また、正当な理由による請求であるかを確認できる資料（契約書の写し等）を求めることがあります。

・その明らかにされた利用の目的によって、住民票の写しの交付可否を審査します。

●交付する住民票の写し

- ・原則、交付する住民票の写しは、交付対象者の住所、氏名、生年月日、男女の別の記載のみです。
- ・世帯主の氏名及び続柄、戸籍の表示、国籍等の記載された住民票の写しを必要とする場合は、利用の目的によりその用途を明らかにしてください。
- ・交付対象者以外の同一世帯員が記載された（世帯全員など）住民票の写しを必要とする場合も、利用の目的によりその用途を明らかにしてください。

請求に必要なもの

- ・住民票の写し等請求書（特定事務受任者が請求する場合は、職務上請求書）
請求する際には、請求書に住民票の写しの具体的な利用の目的を記載していただきます。また、請求権限を明らかにする資料が必要になる場合があります。
- ・窓口に来庁する方の本人確認書類
○運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書など
※特定事務受任者が請求する場合は、その資格者証又は補助者証が必要です。
- ・請求権限を確認できる書類
住民票の写しを請求できる方か確認するため、請求権限を確認できる書類（契約書の写し等）が必要になる場合があります。
- ・手数料
○1通 300円